

# 第67期定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告  
業務の適正を確保するための体制  
及び当該体制の運用状況の概要
- 連結計算書類  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表
- 計算書類  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

(2022年10月1日から2023年9月30日まで)

株式会社 S H O E I

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会で決議しております。概要並びに当事業年度に実施した当社グループにおける運用状況の概要は、以下の通りであります。

### 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制について 〔体制〕

- (1) 本体制の基礎として、「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス体制の整備及び維持管理を図るとともに全役職員へコンプライアンス意識の周知徹底を図ります。
- (2) 社外取締役を継続して置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・向上を図ります。
- (3) 監査役は、独立した立場から、「業務の適正を確保するための体制」の整備状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
- (4) 独立した組織として設置している「内部監査室」は、「業務の適正を確保するための体制」のモニタリングをし、必要に応じて、その改善を促します。
- (5) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに社外取締役並びに監査役に報告するとともに、遅滞なく経営会議において報告し、それらへの対応を迅速に行います。
- (6) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「コンプライアンス規程」の中に社内通報に関する体制を規定することにより、当社における法令等違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めます。
- (7) 社外取締役並びに監査役は、当社の法令順守体制及び内部者通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めます。
- (8) 情報セキュリティが確保されたIT環境を常に整備し、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するとともに、業務の効率化を図ります。
- (9) 取締役及び使用人は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともにこのような団体・個人とは一切の関係を持たず、その不当要求に対しては組織的な対応を行い、毅然とした姿勢で対応します。

### 〔運用状況の概要〕

- (1) 経営会議や各種会議体をはじめ社内掲示板等を利用し、全役職員へコンプライアンス意識の周知徹底を図っております。
- (2) 取締役の業務執行に対する監督機能の強化を図るため、社外取締役2名以上の体制としております。
- (3) 監査役は、監査役監査及び取締役会、経営会議に出席し独立した立場から、「業務の適正を確保するための体制」の整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査していません。
- (4) 独立した組織として設置している社長直属の「内部監査室」は、「業務の適正を確保するための体制」を阻害するリスクをモニタリングし、リスクありと判断した場合には必要に応じてその改善を促しております。
- (5) 当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には「コンプライアンス規程」に従い直ちに報告しております。
- (6) 法令及びその他のコンプライアンス違反に関する事実を知った場合は、「コンプライアンス規程」に従い社内通報が行われております。
- (7) 社外取締役並びに監査役は、当社の法令順守体制及び内部者通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策を求めています。
- (8) 情報セキュリティにより保護されたIT環境を利用して、正確かつ効率的な情報伝達を行っております。
- (9) 取締役及び使用人は、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応部署に報告・相談しております。

## 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

### 〔体制〕

- (1) 取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報並びに財務、事務及びコンプライアンス・リスクに関する情報（電磁的情報を含みます）を記録・保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。
- (2) 文書（電磁的情報を含みます）の保存・管理について定めた規程等を整備し、文書管理の責任及び権限並びに文書の保存期間・管理方法等の周知徹底に努め、保存・管理状況を定期的にモニタリングします。

- (3) 会社の重要な情報の開示に関連するルールを明文化し、法令等及び取引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備します。

#### [運用状況の概要]

- (1) 取締役の職務執行に係る会議体資料や議事録等の情報は、文書管理規程及び法令に基づき適切に保存及び管理しております。
- (2) 文書（電磁的情報を含みます）の保存・管理について定めた規程等が整備され、保存・管理状況は定期的にモニタリングしております。
- (3) 重要情報の開示は当社関係規程、法令及び証券取引所の諸規則等に従い開示しております。

### 3 リスクの管理に関する規程その他の体制について

#### [体制]

- (1) リスク管理体制の構築のため「リスク管理規程」を制定し、個々のリスクに対する会社の対応方法を定め、損害の拡大防止を図る体制を整備します。
- (2) 取締役は、当社を取り巻く事業運営に関わるリスクについて「リスク管理規程」に基づき、毎事業年度評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた対応策を講じ、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講じます。
- (3) 取締役は、大規模災害や感染症の流行等の会社事業運営に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、自然災害等の対策計画を策定するとともにその計画を毎事業年度モニタリングします。

#### [運用状況の概要]

- (1) 「リスク管理規程」に従い個々のリスクに対する会社の対応方法を定め、損害の拡大防止を図る体制を整備しています。
- (2) 「リスク管理規程」に従い、当社を取り巻くリスクについて、毎事業年度評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた対応策を講じております。
- (3) 大規模災害や感染症の流行等の事業運営に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、その対策について経営会議等で審議しております。

#### 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

##### 〔体制〕

- (1) 本体制の基礎としての社外取締役を含む取締役会を、適時適切に開催します。また、事業運営に係る重要事項については、当社事業の各現業を把握した経営幹部（当社においては「執行役員以上」をいいます。）並びに幹部社員によって構成される経営会議において議論を行い、その後行われる取締役会の審議を経て業務の執行を決定します。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務の執行については、「組織管理規程」に定めるところにより、組織間の適切な役割分担と連携を確保します。

##### 〔運用状況の概要〕

- (1) 取締役及び業務執行を担当する経営幹部によって構成される経営会議において、現場からの的確な情報に基づき経営方針を議論し、その後行われる取締役会の審議を経て業務執行を決定しています。
- (2) 取締役会での決定後、「組織管理規程」に従い業務が分掌され、権限が付与されて業務の執行を行っております。

#### 5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

##### 〔体制〕

- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に定める本社への承認申請・報告制度の徹底を図るとともに、必要に応じてモニタリングを行います。
- (2) 取締役は、子会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに社外取締役並びに監査役に報告するとともに、遅滞なく経営会議において報告し、それらへの対応を迅速に行います。
- (3) 本社経理部門長を推進責任者とした財務報告に係る内部統制推進体制を設置し、取締役会で承認を受けた「財務報告に係る内部統制の構築および評価の基本方針書」に基づき、当社及び子会社各社の財務報告の信頼性の確保のための体制を整備します。なお、推進責任者はその評価結果・改善結果を、定期的に取り締役に報告します。
- (4) 本社は、子会社の独立性を尊重しつつ、また海外においては当該国の法令・慣習等の違い等も勘案し、当社及び子会社から成る企業集団における「業務の適正を確保するための体制」を踏まえて「SHOEI 行動指針」の子会社への周知徹底に努めます。

- (5) 子会社各社は、自社を取り巻く事業運営に関わるリスクについて、親会社の代表取締役社長が承認した「財務報告に係る内部統制報告基本計画書」に基づき定期的に評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた対応策を講じます。
- (6) 子会社は、本社からの経営管理及び経営指導の内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに本社の監査役に報告するとともに、遅滞なく当該子会社の社長にも報告する体制の適切な維持を図ります。

[運用状況の概要]

- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に定める本社への承認申請・報告制度の徹底を図るとともに、必要に応じてモニタリングを行っております。
- (2) 子会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに本社の内部監査室に報告しています。また、内部監査室は、社長、社外取締役並びに監査役に報告し対応を審議しております。
- (3) 当社及び子会社各社の効率的な業務執行並びに財務報告の信頼性の確保のための体制を整備し、定期的にモニタリングを実施しております。また、推進責任者はその評価結果・改善結果を、定期的に取り締役に報告しております。
- (4) 本社は、子会社の独立性を尊重しつつ、当該国の法令・慣習等の違い等も勘案し、当社及び子会社から成る企業集団における「業務の適正を確保するための体制」を踏まえて「SHOEI 行動指針」の子会社への周知徹底を図っております。
- (5) 「リスク管理規程」に従い、子会社を取り巻くリスクについて、毎事業年度評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた対応策を講じております。
- (6) 子会社は、本社からの経営管理及び経営指導の内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに本社の監査役に報告するとともに、遅滞なく当該子会社の社長にも報告しております。

- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に関する事項、監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項について

〔体制〕

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「監査役補助者」という。）を置いた場合には、監査役補助者の人事評価は監査役が行います。また、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の事前同意を必要とします。
- (2) 監査役補助者は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。また、法務部門、リスク管理部門、財務経理部門及び内部監査部門等は、監査役の求めにより監査役の監査に必要な調査を補助します。

〔運用状況の概要〕

- (1) 現在、監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「監査役補助者」という。）を置いておりませんが、監査役補助者を置いた場合には、監査役補助者の人事評価は監査役が行います。また、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の事前同意で実施いたします。
- (2) 監査役補助者は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有しております。また、関係部署は、監査役の求めにより監査に必要な調査に協力しております。

- 7 監査役への報告に関する体制及びその報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

〔体制〕

- (1) 取締役及び使用人は、当社の業務・業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告します。また、監査役はいつでも当該事項に関しては、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めます。
- (2) 「コンプライアンス規程」の順守により、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項についての監査役への報告体制の適切な維持を図ります。
- (3) 子会社は、親会社の代表取締役社長が承認した「財務報告に係る内部統制報告基本計画書」に基づき、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項についての本社の監査部門への報告体制の適切な維持を図ります。

- (4) 「コンプライアンス規程」の順守により、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項について報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保します。

〔運用状況の概要〕

- (1) 取締役及び使用人は、当社の業務・業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告しています。また、監査役はいつでも当該事項に関しては、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めております。
- (2) 「コンプライアンス規程」及び関係規程に従い、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項についての監査役への報告が適切に行われております。
- (3) 子会社は、本社からの経営管理及び経営指導の内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認められた場合には、直ちに本社の内部監査室に報告しております。
- (4) 「コンプライアンス規程」に従い、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項について報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保しております。

- 8 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について

〔体制〕

- (1) 監査役の職務の執行について生ずる費用等は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用等を負担します。
- (2) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎事業年度、予算を設けます。

〔運用状況の概要〕

監査役の職務の執行に必要な費用については、監査計画を踏まえ、通常ของบริษัท手続の中で予算措置するとともに、予算措置時に想定していなかった事由のために必要となった費用についても、当社が負担しております。



## 9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

### 〔体制〕

- (1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持ちます。
- (2) 業務執行取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社の取締役及び使用人等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
- (3) 業務執行取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、公認会計士、弁護士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備します。
- (4) 代表取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、内部監査室との連携を図れる環境を整備します。

### 〔運用状況の概要〕

- (1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合の機会を設けております。
- (2) 監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社の取締役及び使用人等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるようにしております。
- (3) 監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、公認会計士、弁護士等の外部専門家との連携を図れる環境を提供しております。
- (4) 監査役の職務の遂行にあたり、監査役と会計監査人及び内部監査室による情報交換の機会を設けております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2022年10月 1日)  
(至 2023年 9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,421,929	418,773	21,103,439	△120,030	22,824,112
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△3,005,059		△3,005,059
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			7,068,677		7,068,677
自己株式の取得				△353,599	△353,599
自己株式の処分		△4,663		90,741	86,077
自己株式処分差損の振替		4,663	△4,663		—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	4,058,954	△262,858	3,796,096
当 期 末 残 高	1,421,929	418,773	25,162,393	△382,888	26,620,208

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 支 配 株 主 分 持	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	201,039	△147,766	53,272	18,003	22,895,387
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△3,005,059
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					7,068,677
自己株式の取得					△353,599
自己株式の処分					86,077
自己株式処分差損の振替					—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	381,787	75,070	456,857	△3,099	453,758
当 期 変 動 額 合 計	381,787	75,070	456,857	△3,099	4,249,854
当 期 末 残 高	582,826	△72,695	510,130	14,903	27,145,242

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

- ・連結子会社の数 8社
- ・連結子会社の名称  
SHOEI (EUROPA) GMBH  
SHOEI DISTRIBUTION GMBH  
SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL  
SHOEI SAFETY HELMET CORPORATION  
SHOEI ITALIA S.R.L.  
SHOEI ASIA CO.,LTD.  
首維(上海)摩托车用品有限公司  
株式会社SHOEI SALES JAPAN

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SHOEI (EUROPA) GMBH、SHOEI DISTRIBUTION GMBH、SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL、SHOEI SAFETY HELMET CORPORATION、SHOEI ITALIA S.R.L.、SHOEI ASIA CO.,LTD.の事業年度の末日は、6月30日であります。なお、連結計算書類の作成にあたっては、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

首維(上海)摩托车用品有限公司の事業年度の末日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日に仮決算を実施しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. デリバティブの評価基準 時価法によっております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品及び製品 当社及び国内連結子会社は総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により算定しております。在外連結子会社は主に移動平均法による低価法によっております。
- ・仕掛品、原材料及び貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)によっております。

在外連結子会社

定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 使用权資産

一部の在外連結子会社は、国際財務報告基準16号「リース」(以下「IFRS16号」という。)を適用しております。IFRS16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリース取引使用权資産として計上しており、減価償却方法は定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社については個別債権の回収可能性を勘案した所要見積額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社は従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

#### ④ 退職給付に係る会計処理の方法

##### イ. 退職給付見込額の 期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ロ. 数理計算上の差異及び 過去勤務費用の費用処理 方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、翌連結会計年度から費用処理する方法を採用しております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、発生連結会計年度から費用処理する方法を採用しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

##### ハ. 退職給付における簡便法

当社の一部の従業員に対する追加の退職金制度及び一部の子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

#### ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

ヘルメット関連事業においては、主に乗車用ヘルメット、ヘルメット関連製品等の製造及び販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っております。国内の販売については、出荷時から当該製品に対する支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、顧客へ製品を出荷した時点で収益を認識しております。海外の販売については、貿易条件に基づき製品の船積み時点において当該製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、船積み時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価の金額から、値引き及びリベート等を控除した金額で測定しております。対価は主に受注時から履行義務を充足するまでの期間内に前受金として受領、又は、履行義務充足後1年以内に受領し、重要な金融要素は含まれておりません。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…売掛金、予定取引

ハ. ヘッジ方針

外貨建資産・負債の保有に係る為替変動リスクの低減のため、「リスク管理方針」に基づくリスク極度額以内でヘッジ取引を実行しております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

時価との比較分析により、連結会計年度末にその有効性評価を行っております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### 1. 商品及び製品の評価

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
商品及び製品	3,278,479千円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品及び製品は、主に高級二輪乗車用ヘルメットです。これらは取得価額をもって連結貸借対照表価額としております。また、その収益性の低下について、将来の販売見込数や販売可能性を踏まえた価格設定を踏まえて、営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の商品及び製品については、帳簿価額を正味売却価額又は処分見込価額まで切り下げております。

将来の販売見込数や販売可能性を踏まえた価格設定は、製品種類ごとの直近の販売実績や受注状況等を踏まえて、当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づき見積もっております。なお、経営環境の変化により市場における需要が当社の見積りより悪化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において追加の評価減が必要となる可能性があります。

### 2. 退職給付に係る負債

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
退職給付に係る負債	507,203千円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、従業員の退職給付に備えるため、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けており、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき退職給付に係る負債を計上しております。退職給付債務及び年金資産は、割引率、退職率、昇給率、死亡率、長期期待運用収益率等の数理計算上の仮定に基づいて算出されております。

当社の割引率の決定には、主としてイールドカーブ等価アプローチを採用しております。具体的には、予想支払年度に該当する国債イールドカーブ上の利回りを各年度の退職給付見込額(過去期間分)にそれぞれ割り当て、割引現在価値を計算した結果を合計することにより算定した退職給付債務と、単一の割引率により割引現在価値計算をした退職給付債務が等しい結果となる単一の割引率を加重平均割引率として決定しております。また、長期期待運用収益率は、主として年金資産の過去の運用実績と将来収益に対する予測を評価することにより決定しております。

したがって、これらの前提条件と実際の結果との間に差異が生じた場合、または前提条件が変更された場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、退職給付に係る負債や退職給付費用の金額に影響を与える可能性があります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 11,253,533千円

(2) 当座貸越契約

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次の通りであります。

当座貸越極度額	1,500,000千円
借入実行残高	_____ 一千円
差引額	1,500,000千円

(3) 契約負債

流動負債のその他のうち、契約負債である前受金の金額は次の通りです。

前受金	480,628千円
-----	-----------

### 4. 連結損益計算書に関する注記

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、連結計算書類「連結注記表7.収益認識に関する注記(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。



## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	53,713千株	—	—	53,713千株

(注) 2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行済株式の総数は26,856,858株増加し、53,713,716株となっております。

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	51千株	141千株	33千株	160千株

- (注) 1. 2023年4月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、株式分割による調整後の株式数を記載しております。
2. 2022年12月23日開催の取締役会において、譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分を行うことについて決議し、2023年1月20日に自己株式23,800株を処分いたしました。
3. 2023年7月28日開催の取締役会において、自己株式の取得について決議し、2023年8月7日から2023年8月16日までに自己株式140,000株を取得いたしました。
4. 2023年7月28日開催の取締役会において、譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分を行うことについて決議し、2023年9月26日に自己株式9,800株を処分いたしました。
5. その他の自己株式数の増加は、従業員に対する譲渡制限付株式報酬の一部失権に伴う自己株式の無償取得1,600株及び単元未満株式の買い取りによる増加分166株であります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### 配当金支払額等

#### イ. 2022年12月23日開催の第66期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 配当金の総額 3,005,059千円
- ・ 1株当たり配当金額 112円
- ・ 基準日 2022年9月30日
- ・ 効力発生日 2022年12月26日

(注) 2022年12月23日開催の第66期定時株主総会決議による1株当たり配当額は、2023年4月1日付で実施した株式分割前の金額を記載しております。

#### ロ. 2023年12月22日開催予定の第67期定時株主総会決議予定による配当に関する事項

- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 配当金の総額 3,534,538千円

- ・ 1株当たり配当金額 66円
- ・ 基準日 2023年9月30日
- ・ 効力発生日 2023年12月25日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本割れのリスクのない短期的な預金等に限定し、また資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に内部資金または銀行短期借入により調達しております。デリバティブは、外貨建債権債務の為替変動リスクを回避するために、債権債務残高及び実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされており、当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。またグローバルに事業を展開していることから生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクにさらされておりますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。またその一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替リスクにさらされておりますが、基本的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の「(3)会計方針に関する事項 ⑥重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
リース債務(※2)	459,157	440,745	△18,412
負債計	459,157	440,745	△18,412
デリバティブ取引(※3)	△70,987	△70,987	—

(※1)「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2)リース債務には1年以内返済予定の金額を含んでおります。

(※3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 通貨関連	－	△70,987	－	△70,987
負債計	－	△70,987	－	△70,987

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	－	440,745	－	440,745
負債計	－	440,745	－	440,745

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	地域別内訳						合計
	日本	欧州	北米	アジア		その他	
				中国	その他		
ヘルメット関連事業							
二輪車用ヘルメット	5,631,743	12,527,764	3,125,384	5,948,229	1,592,110	972,952	29,798,184
官需用ヘルメット	75,617	—	—	—	—	—	75,617
その他	657,505	2,130,984	403,636	366,084	136,951	47,759	3,742,922
顧客との契約から生じる収益	6,364,866	14,658,748	3,529,021	6,314,314	1,729,061	1,020,711	33,616,724
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	6,364,866	14,658,748	3,529,021	6,314,314	1,729,061	1,020,711	33,616,724

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる状況

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項(3)会計方針に関する事項⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

契約負債は、顧客から受け取った前受金であり、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。前受金は収益の認識に伴い取り崩され、期首残高はその金額が当連結会計年度に収益として認識されております。

なお、連結貸借対照表上、流動負債「その他」に含まれております。

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
前受金	959,729千円	480,628千円

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、個別の予想契約期間1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

**8. 1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たり純資産額 506円60銭

(2) 1株当たり当期純利益 131円73銭

(注) 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2022年10月1日)  
(至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計
当期首残高	1,421,929	418,773	—	418,773	29,500	16,707,433	16,736,933
当期変動額							
剰余金の配当						△3,005,059	△3,005,059
当期純利益						8,807,994	8,807,994
自己株式の取得							
自己株式の処分			△4,663	△4,663			
自己株式処分差損の振替			4,663	4,663		△4,663	△4,663
当期変動額合計	—	—	—	—	—	5,798,271	5,798,271
当期末残高	1,421,929	418,773	—	418,773	29,500	22,505,705	22,535,205

	株 主 資 本		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
当期首残高	△120,030	18,457,605	18,457,605
当期変動額			
剰余金の配当		△3,005,059	△3,005,059
当期純利益		8,807,994	8,807,994
自己株式の取得	△353,599	△353,599	△353,599
自己株式の処分	90,741	86,077	86,077
自己株式処分差損の振替		—	—
当期変動額合計	△262,858	5,535,413	5,535,413
当期末残高	△382,888	23,993,019	23,993,019

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準

時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品、原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により算定しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の  
期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び  
過去勤務費用の費用処理  
方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、翌事業年度から費用処理する方法を採用しております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、発生事業年度から費用処理する方法を採用しております。退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

ハ. 退職給付における簡便法  
の採用

当社の一部の従業員に対する追加の退職金制度については、退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ヘルメット関連事業においては、主に乗車用ヘルメット、ヘルメット関連製品等の製造及び販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っております。国内の販売については、出荷時から当該製品に対する支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、顧客へ製品を出荷した時点で収益を認識しております。海外の販売については、貿易条件に基づき製品の船積み時点において当該製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、船積み時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価の金額から、値引き及びリベート等を控除した金額で測定しております。対価は主に受注時から履行義務を充足するまでの期間内に前受金として受領、又は、履行義務充足後1年以内に受領し、重要な金融要素は含まれておりません。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- ③ ヘッジ方針

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・売掛金、予定取引

外貨建資産・負債の保有に係る為替変動リスクの低減のため、「リスク管理方針」に基づくリスク極度額以内でヘッジ取引を実行しております。

- ④ ヘッジ有効性評価の方法 時価との比較分析により、事業年度末にその有効性評価を行っております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

退職給付引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
退職給付引当金	344,029千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表2.会計上の見積りに関する注記2.退職給付に係る負債」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,419,379千円
長期金銭債権	96,000千円
短期金銭債務	51,750千円

(2) 取締役及び監査役に対する金銭債務

金銭債務	47,345千円
------	----------

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

10,866,803千円

(4) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次の通りであります。

当座貸越極度額	1,500,000千円
借入実行残高	_____一千円
差引額	1,500,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	10,190,275千円
営業費用	244,652千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	51千株	141千株	33千株	160千株

- (注) 1. 2023年4月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、株式分割による調整後の株式数を記載しております。
2. 2022年12月23日開催の取締役会において、譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分を行うことについて決議し、2023年1月20日に自己株式23,800株を処分いたしました。
3. 2023年7月28日開催の取締役会において、自己株式の取得について決議し、2023年8月7日から2023年8月16日までに自己株式140,000株を取得いたしました。
4. 2023年7月28日開催の取締役会において、譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分を行うことについて決議し、2023年9月26日に自己株式9,800株を処分いたしました。
5. その他の自己株式数の増加は、従業員に対する譲渡制限付株式報酬の一部失権に伴う自己株式の無償取得1,600株及び単元未満株式の買い取りによる増加分166株であります。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	107,421千円
未払事業税	89,666千円
長期未払金	14,298千円
株式報酬費用	78,684千円
退職給付引当金	103,896千円
その他	79,529千円
繰延税金資産小計	473,496千円
評価性引当額	△15,935千円
繰延税金資産合計	457,561千円
繰延税金負債	
建物附属設備(資産除去債務)	△3,350千円
繰延税金負債合計	△3,350千円
繰延税金資産純額	454,210千円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員等の 兼任	事業上の関係				
子会社	SHOEI (EUROPA) GMBH	100	—	当社が製造する製品の販売、欧州地域の代理店管理及びマーケティング	配当金の受取	279,840	—	—
子会社	SHOEI DISTRIBUTION GMBH	100	—	当社が製造する製品の販売	製品の販売	4,782,123	売掛金	878,516
					配当金の受取	1,259,280	—	—
子会社	SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL	100	—	当社が製造する製品の販売	製品の販売	4,614,573	売掛金	940,983
子会社	SHOEI SAFETY HELMET CORPORATION	100	—	当社が製造する製品の販売、北米地域の代理店管理及びマーケティング	配当金の受取	269,244	—	—

(注) 製品の販売価格などについては、市場価格、原価等を勘案して当社見積価格を提示し、その都度交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。ただし、配当金の受け取りについては、会社の財政状態等を勘案しております。

## 8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表7.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 448円02銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 164円15銭 |

(注) 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。